

和都第186号
令和6年2月6日

和光市下水道事業
和光市長 柴崎 光子 様

和光市長 柴崎 光子
【公印省略】

和光都市計画下水道事業の変更認可に係わる関係図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法第62条第1項の規定により、別添のとおり関係図書の写しを送付します。

和光市告示第 26 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、和光都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月6日

和光市長 柴崎 光子



- 1 施行者の名称 和光市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 和光都市計画下水道事業和光公共下水道
- 3 事業施行期間 自 昭和46年3月12日
至 令和7年3月31日(変更なし)
- 4 変更に係る事業地

イ	汚水	(1)収用の部分	変更なし
		(2)使用の部分	新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。
ロ	雨水	(1)収用の部分	変更なし
		(2)使用の部分	新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。

指令和都第184号

埼玉県和光市広沢1番5号
和光市下水道事業
和光市長 柴崎 光子 様

令和6年1月26日付け和下第259号で申請のあった和光都市計画下水道事業の事業計画の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、申請のとおり認可します。

令和6年2月6日

和光市長 柴崎 光子



和都第185号
令和6年2月6日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様

和光市長 柴崎 光子
【公印省略】

和光都市計画下水道事業の変更認可に係わる関係図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法第62条第1項の規定により、別添のとおり関係図書の写しを送付します。

和光都市計画下水道事業計画変更認可申請書

和 下 第 259 号

令和 6 年 1 月 26 日

和光市長 柴崎 光子 様

申請者 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市下水道事業

和光市長 柴崎 光子



都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1 施工者の名称 和 光 市

2 都市計画事業の種類及び名称

和光都市計画下水道事業和光公共下水道

3 事業計画

イ 事業地 (別添図面表示のとおり)

汚 水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和46年埼玉県告示第274号、昭和53年埼玉県告示第1801号、昭和58年埼玉県告示第1018号、昭和60年埼玉県告示第386号、昭和60年埼玉県告示第1918号、平成2年埼玉県告示第981号、平成4年埼玉県告示第1164号、平成9年埼玉県告示418号、平成13年埼玉県告示第306号、平成16年埼玉県告示651号、平成20年埼玉県告示第379号、平成25年和光市告示第47号、平成27年和光市告示第45号、平成30年和光市告示第61号、令和2年和光市告示第46号及び令和5年和光市告示第60号の事業地に、新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。

雨 水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 46 年埼玉県告示第 274 号、昭和 53 年埼玉県告示第 1801 号、昭和 58 年埼玉県告示第 1018 号、昭和 60 年埼玉県告示第 386 号、昭和 60 年埼玉県告示第 1918 号、平成 2 年埼玉県告示第 981 号、平成 4 年埼玉県告示第 1164 号、平成 9 年埼玉県告示 418 号、平成 13 年埼玉県告示第 306 号、平成 16 年埼玉県告示 651 号、平成 20 年埼玉県告示第 379 号、平成 25 年和光市告示第 47 号、平成 27 年和光市告示第 45 号、平成 30 年和光市告示第 61 号、令和 2 年和光市告示第 46 号及び令和 5 年和光市告示第 60 号の事業地に、新倉八丁目及び下新倉六丁目を加え、新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目及び下新倉五丁目地内において事業地を変更する。

口 設計の概要

別添設計の概要を示す図書のとおり

ハ 事業施行期間

昭和 46 年 3 月 12 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

和光都市計画下水道事業

変更認可申請書

令和6年2月

埼玉県和光市

目 次

I. 公共下水道の変更を必要とする理由	I - 1
II. 和光都市計画下水道事業計画書	II - 1
(第1表-1) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書	II - 2
(第1表-2) 予定排水区域及び放流箇所調書	II - 3
(第2表) 計画降雨調書	II - 7
(第3表) 吐口調書	II - 8
(第4表-1~2) 管渠調書	II - 9
(第7表) 貯留施設調書	II - 13
III. 和光都市計画下水道事業資金計画書	III - 1

I. 公共下水道の変更を必要とする理由

変更理由

和光市の公共下水道は、昭和45年7月に都市計画決定を行って以来、汚水については、荒川右岸流域関連公共下水道事業として、昭和56年より荒川右岸流域下水道に接続し処理されており、現在も市街地の下水道整備の完遂に鋭意努力中である。

雨水については、現状の土地利用、排水形態を再確認し、流出係数及び排水系統に見直しを行い整備を進めている。

今回の変更は、和光北インター東部地区土地区画整理事業区域等が新たに市街化区域に編入されたを受け、この区域等の追加を行うものである。

Ⅱ. 和光都市計画下水道事業計画書

(第1表-1)

赤字は既計画

黒字は変更計画

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書 (分流式汚水)					
予定処理区域 の面積	794 839ヘクタール	予定処理区域内の地名		埼玉県和光市 区域は、下水道計画一般図表示のとおり	
処理分区の名称	面積 (単位ヘクタール)	流域下水道 との接続箇所 の番号	流域下水道 との接続箇所 の位置	接続する流 域下水道の 幹線名	摘 要
新河岸第18-2	5	新河岸川 第 18	朝霞市 大字田島 字花ノ木	新河岸川 幹線	(日平均) Q = 140 m ³ /日 BOD = 193 mg/ℓ S S = 150 mg/ℓ
新河岸第18-3	3	新河岸川 第 18	朝霞市 大字田島 字花ノ木	新河岸川 幹線	(日平均) Q = 110 m ³ /日 BOD = 182 mg/ℓ S S = 145 mg/ℓ
新河岸第19	786 831	新河岸川 第 19	新倉六丁目	新河岸川 幹線	(日平均) 29,460 Q = 29,720 m ³ /日 BOD = 182 mg/ℓ S S = 161 mg/ℓ

(第1表-2)(その1)

赤字は既計画

黒字は変更計画

予定排水区域及び放流箇所調書(分流式雨水)					
排水区域の面積	786 827ヘクタール	排水区域内の地名		埼玉県和光市 区域は、下水道計画一般図表示のとおり	
排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	放流箇所の 番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘要
白子川第2	89 99	白子川左岸 吐口No.2	白子四丁目内	白子川	区域外排水面積5ha 貯留施設設置 (V=6,000m ³)
白子川第3	4	白子川左岸 吐口No.3	白子三丁目内	白子川	貯留施設設置 (V=1,200m ³)
白子川第4	3	白子川左岸 吐口No.4	白子三丁目内	白子川	
白子川第5	8	白子川左岸 吐口No.5	白子三丁目内	白子川	
白子川第6	5	白子川左岸 吐口No.6	白子三丁目内	白子川	
白子川第7	1	白子川右岸 吐口No.1	白子三丁目内	白子川	
白子川第8	1	白子川左岸 吐口No.7	白子三丁目内	白子川	
白子川第9	1	白子川右岸 吐口No.2	白子三丁目内	白子川	
白子川第10	3	白子川左岸 吐口No.8	白子三丁目内	白子川	
白子川第11	1	白子川右岸 吐口No.3	白子三丁目内	白子川	
白子川第12	8	白子川左岸 吐口No.9	白子三丁目内	白子川	
白子川第13	6	白子川左岸 吐口No.10	白子三丁目内	白子川	
白子川第14	2	直接流出 区 域	白子三丁目内	白子川	
白子川第15	3	白子川左岸 吐口No.11	白子三丁目内	白子川	
白子川第16	4	白子川左岸 吐口No.12	白子二丁目内	白子川	

(第1表-2)(その2)

赤字は既計画
黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位ヘクタール)	放流箇所 の番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘 要
白子川第17	1	直接流出 区 域	白子二丁目内	白子川	
白子川第18	6	白子川左岸 吐口N o. 13	白子二丁目内	白子川	
白子川第19	7	白子川左岸 吐口N o. 14	白子二丁目内	白子川	
白子川第20	2	白子川左岸 吐口N o. 15	白子一丁目内	白子川	
白子川第21	17	白子川左岸 吐口N o. 16	白子二丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第22	6	白子川左岸 吐口N o. 17	白子一丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第23	17	白子川右岸 吐口N o. 4	白子一丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第24	9	白子川左岸 吐口N o. 18	白子一丁目内	白子川	
白子川第25	1	白子川右岸 吐口N o. 5	白子一丁目内	白子川	
白子川第26	2	白子川右岸 吐口N o. 6	白子一丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第27	11	白子川左岸 吐口N o. 19	白子一丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第28	21	白子川左岸 吐口N o. 20	南一丁目内	白子川	
白子川第29	1	白子川右岸 吐口N o. 7	白子一丁目内	白子川	
白子川第30	9	白子川左岸 吐口N o. 21	南一丁目内	白子川	
白子川第31	3	白子川右岸 吐口N o. 8	白子一丁目内	白子川	一部区域 直接流出
白子川第32	1	白子川左岸 吐口N o. 22	南一丁目内	白子川	
白子川第33	27	白子川左岸 吐口N o. 23	南一丁目内	白子川	

(第1表-2)(その3)

赤字は既計画
黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位ヘクタール)	放流箇所 の番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘 要
越戸川第1	28	越戸川右岸吐 口N o.1	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第2	1	越戸川右岸吐 口N o.2	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第3	2	直接流出 区 域	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第4	3	越戸川右岸吐 口N o.3 及び N o.4	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第5	2	越戸川右岸吐 口N o.5	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第6	1	直接流出 区 域	新倉二丁目内	越戸川	0.83 h aは 朝霞市へ流出
越戸川第7	1	越戸川右岸吐 口N o.6	新倉二丁目内	越戸川	
越戸川第8	2	直接流出 区 域	新倉一丁目内	越戸川	0.515 h aは 朝霞市へ流出
越戸川第9	2	越戸川右岸吐 口N o.7 及び N o.8	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第10	9	越戸川右岸吐 口N o.9	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第11	1	越戸川右岸吐 口N o.10	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第12	9	越戸川右岸吐 口N o.11	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第13	1	越戸川右岸吐 口N o.12	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第14	1	越戸川右岸吐 口N o.13	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第15	2	越戸川右岸吐 口N o.14	新倉一丁目内	越戸川	
越戸川第16	35	越戸川右岸吐 口N o.15	本 町 内	越戸川	0.62 h aは 朝霞市へ流出
越戸川第17	2	越戸川左岸吐 口N o.1	本 町 内	越戸川	
越戸川第18	1	越戸川右岸吐 口N o.16	本 町 内	越戸川	

(第1表-2)(その4)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位ヘクタール)	放流箇所の 番号	放流箇所の 位置	放流先 の名称	摘 要
越戸川第19	1	越戸川左岸 吐口No.2	本町内	越戸川	
越戸川第20	1	越戸川右岸 吐口No.17	本町内	越戸川	
越戸川第21	9	越戸川 吐口No.1	本町内	越戸川	陸上自衛隊 朝霞駐屯地含む
谷中川第1	1	谷中川右岸 吐口No.1	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第2	5	谷中川左岸 吐口No.1	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第3	1	谷中川右岸 吐口No.2	新倉二丁目内	谷中川	一部区域 直接流出
谷中川第4	56	谷中川左岸 吐口No.2	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第5	6	谷中川右岸 吐口No.3	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第6	1	谷中川左岸 吐口No.3	新倉一丁目内	谷中川	
谷中川第7	1	谷中川右岸 吐口No.4	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第8	1	谷中川左岸 吐口No.4	新倉一丁目内	谷中川	
谷中川第9	1	谷中川左岸 吐口No.5	新倉一丁目内	谷中川	
谷中川第10	1	谷中川右岸 吐口No.5	新倉一丁目内	谷中川	
谷中川第11	2	谷中川左岸 吐口No.6	新倉一丁目内	谷中川	
谷中川第12	1	谷中川右岸 吐口No.6	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第13	3	谷中川右岸 吐口No.7	新倉二丁目内	谷中川	
谷中川第14	1	谷中川左岸 吐口No.7	新倉一丁目内	谷中川	一部区域 直接流出
谷中川第15	270	谷中川 吐口No.1	新倉一丁目内	谷中川	

(第1表-2)(その5)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘要
— 新河岸川第2	— 19	— 新河岸川 右岸吐口 No. 2	— 新倉八丁目内	— 新河岸川	
新河岸川第3	42 54	新河岸川 右岸吐口 No. 3	新倉七丁目内	新河岸川	
東京外環自動車道 直接排水区域	4	外環道へ 直接流出	新倉二丁目内	谷中川	最終は谷中川 へ流出

(第2表) 計画降雨調書 省略 (雨水出水浸水想定区域の指定未実施)

(第3表)

赤字は既計画

黒字は変更計画

吐 口 調 書							
排水区 の名称	主要な吐口 の種 類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口 の位 置	計画 放流量 (m ³ /秒)	放流先 の名称	放流先 の水位 (m)	摘要
白子川 第2排水区	分流式 雨水渠 ポンプ 施設※1	白子川左岸吐口No.2	和光市 白子四丁目	10.409 10.750	白子川	H. W. L. AP+6.424 (TP+5.290)	点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上
白子川 第28排水区	分流式 雨水渠	白子川左岸吐口No.20	和光市 白子一丁目	3.218	白子川		
白子川 第33排水区	分流式 雨水渠	白子川左岸吐口No.23	和光市 南一丁目	3.465	白子川		
越戸川 第1排水区	分流式 雨水渠	越戸川右岸吐口No.1	和光市 新倉二丁目	3.718	越戸川		
越戸川 第16排水区	分流式 雨水渠	越戸川右岸吐口No.15	和光市本町	4.911	越戸川		
谷中川 第4排水区	分流式 雨水渠	谷中川左岸吐口No.2	和光市 新倉一丁目	8.568	谷中川		
谷中川 第15排水区	分流式 雨水渠	谷中川吐口No.1	和光市 新倉一丁目	18.391	谷中川		
— 新河岸川 第2排水区	— 分流式 雨水渠	— 新河岸川右岸吐口No.2	— 和光市 新倉八丁目	— 5.435	— 新河岸 川		— 点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上※2
新河岸川 第3排水区	分流式 雨水渠	新河岸川右岸吐口No.3	和光市 新倉大野前 内	5.963 4.574	新河岸 川		点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上※2

※1 ゲートポンプ（φ700×36m³/分×2台）を設置している。

※2 新河岸川第3号雨水幹線は未整備であるため、現在は下水道課で樋管の点検等の維持管理は実施していない（道路安全課管理）。

赤字は既計画

黒字は変更計画

(第4表-1)(その1)

管 渠 調 書 (分流式汚水)				
処理区の名称	主要な管渠の内法寸法 (単位:ミリメートル)	延長 (単位:メートル)	点検個 所の数	摘 要
新河岸第19 処理分区	—	—		
	◎200	10		
	◎250	460 900		
	◎300	1,070 870		
	◎350	930 1,090	1	方法:マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度:年に4回以上 (図面番号4/4 管理番号No.9 芝屋橋 MHP)
	◎400	1,090 1,220		
	◎450	1,440 1,500		
	◎500	780 1,500	1	方法:マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度:年に4回以上 (図面番号4/4 管理番号No.3 牛房 MHP)
	◎600	3,490 3,750	2	方法:マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度:年に4回以上 (図面番号3/4 管理番号No.15 水木橋 MHP、No.2 城口橋 MHP)
	◎700	1,670 1,790	1	方法:マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度:年に4回以上 (図面番号3/4 管理番号No.1 白藤橋 MHP)
	◎800	3,420 3,040	2	方法:清掃とマンホール内からの管内目視調査。 頻度:年に1回以上 (図面番号1/4 管理番号No.16 伏越し 上流部・下流吐出し部)
	◎900	2,280		
	◎1,000	340		
◎1,500	20			
合 計		16,990 18,310	7	

(第4表-2)(その1)

赤字は既認可
黒字は変更計画

管 渠 調 書 (分流式雨水)				
排水区の名 称	主要な管渠の寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	点検個 所の数	摘 要
白子川第2排水区	◎1,650	530		
	□1,500×2,000	230		
	□1,900×1,900	50		
	□2,000×1,500	50		
	□2,000×2,000	680		
	□2,400×1,200	60		
	□3,700×1,500	530		
計		2,130		
白子川第28排水区	◎1,500	150		
	2□1,300×800	20		
計		170		
白子川第33排水区	◎1,650	140		
計		140		
越戸川第1排水区	◎1,800	130		
	□1,800×1,200	150		
	□2,000×1,200	400		
	□2,400×1,200	10		
計		690		
越戸川第16排水区	◎1,650	180		
計		180		

赤字は既認可

黒字は変更計画

(第4表-2)(その2)

排水区の名 称	主要な管渠の寸法 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)	点検個 所の数	摘 要
谷中川第4排水区	◎1,500	310		
	◎1,650	50		
	◎1,800	460		
	◎2,000	50		
	□1,800×1,500	150		
計		1,020		
谷中川第15排水区	◎700	60		
	◎1,100	40		
	◎1,500	210		
	◎1,650	250		
	◎1,800	50		
	◎2,000	310		
	□2,000×2,000	720		
	□ 2,000×2,100	70		
	□2,000×2,200	380		
	□2,000×2,250	110		
	□2,800×2,500	200		
	▽ 3,700 ×2,500×2,000	620		
	▽ 3,850(2,650) ×2,000+1,200×300	340		
	▽ 3,850(2,650) ×2,100+1,200×950	110		

赤字は既認可

黒字は変更計画

(第4表-2)(その3)

排水区の名称	主要な管渠の寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	点検個 所の数	摘 要
谷中川第15排水区	□5,800×3,500	50		
	□1,250×2,000	270		
計		3,790		
— 新河岸川第2排水区	— □1,600×1,600	— 120		
	— □1,900×1,900	— 130		
	— □2,100×2,100	— 160		
計		— 410		
新河岸川第3排水区	◎1,350	100		
	◎1,200	110		
	◎2,200	420		
	□1,400×1,400	300		
	□2,200×2,200	10		
計		940		
雨水計		9,060 9,470		

赤字は既計画

黒字は変更計画

(第7表)

貯留施設調書				
排水区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方メートル)	摘要
白子川第3排水区	白子川第3排水区 地下貯留槽	白子三丁目	1,200	浸水対策
白子川第2排水区	白子川第2排水区 野川調整池	白子四丁目	6,000	浸水対策

Ⅲ. 和光都市計画下水道事業資金計画書

イ、経費の部

赤字は既計画
黒字は変更計画

(単位：千円)

(様式3)

年次	イ 経費の部							起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	建設改良費				計	うち用地費	建設負担金				
	管渠	ポンプ場	建設負担金	計							
昭和45年度	20,061,120	246,000	1,020,058	21,327,178	0	18,739,161	14,632,079	0	54,698,418		
～											
令和4年度	19,959,505	246,000	1,016,780	21,222,285	0	18,667,266	14,655,483	0	54,545,034		
令和5年度	256,462	0	49,838	306,300	0	328,438	396,432	0	1,031,170		
	116,457	0	34,883	151,340	0	313,929	552,015	0	1,017,284		
令和6年度	256,462	0	49,838	306,300	0	283,238	396,432	0	985,970		
	271,417	0	34,883	306,300	0	301,699	396,432	0	1,004,431		
小計	512,924	0	99,676	612,600	0	611,676	792,864	0	2,017,140		
	387,874	0	69,766	457,640	0	615,628	948,447	0	2,021,715		
計	20,574,044	246,000	1,119,734	21,939,778	0	19,350,837	15,424,943	0	56,715,558		
	20,347,379	246,000	1,086,546	21,679,925	0	19,282,894	15,603,930	0	56,566,749		

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

ロ、財源の部

赤字は既計画
黒字は変更計画

(単位：千円)

年次	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料※	他会計 繰入金	その他	計	
昭和45年度 ～ 令和4年度	3,626,960	15,234,510	2,362,159	0	103,549	21,327,178	18,980,478	14,390,762	0	33,371,240	54,698,418
令和5年度	3,513,960	15,351,155	2,274,043	0	83,127	21,222,285	18,963,342	14,359,407	0	33,322,749	54,545,034
令和6年度	113,000	168,465	14,036	0	10,799	306,300	625,361	99,509	0	724,870	1,031,170
令和7年度	0	100,400	36,651	0	14,289	151,340	687,896	178,048	0	865,944	1,017,284
令和8年度	113,000	168,465	14,036	0	10,799	306,300	629,204	68,927	0	698,131	1,004,431
令和9年度	226,000	336,930	28,072	0	21,598	612,600	1,254,565	149,975	0	1,404,540	2,017,140
小計	113,000	268,865	50,687	0	25,088	457,640	1,317,100	246,975	0	1,564,075	2,021,715
計	3,852,960	15,571,440	2,390,231	0	125,147	21,939,778	20,235,043	14,540,737	0	34,775,780	56,715,558
下水道使用料 ※関連事項	3,626,960	15,620,020	2,324,730	0	108,215	21,679,925	20,280,442	14,606,382	0	34,886,824	56,566,749
接続率：99.2% (令和4年度：初年度) ⇒ 100% (令和6年度：最終年度) 講じる施策：印刷物及び市HPによる広報、個別訪問などによる接続依頼 有収率：100.2% (令和4年度：初年度) ⇒ 100.2% (令和6年度：最終年度) 講じる施策：有収率が低下しないよう不明水対策を実施 その他講じる施策：未徴収(滞納)対策											

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取崩し等を記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、人口・世帯数の見通し(国立社会保障・人口問題研究所の推計も参照)、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(国土交通省、日本下水道協会)」も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他」の講じる対策」欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組みについて記載する。